

茨城県立図書館電子書籍サービスに係るプロポーザルの公募に関する公告

茨城県立図書館電子書籍サービスについて、プロポーザル方式によりサービス提供者を公募する。
プロポーザルの提出について参加を希望する者は、関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和8年9月15日

茨城県立図書館長 戸祭 勝典

1 業務名

茨城県立図書館電子書籍サービス

2 業務内容

デジタル技術の進展や生活様式の変容に伴い、多様化する利用者ニーズに応えるため、場所や時間に制約されない電子書籍サービスを導入する。

本業務は、来館が困難な利用者への読書機会の提供による利便性の向上を図るとともに、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」等を踏まえ、音声読み上げ機能等を備えたアクセシビリティの高い読書環境を整備することで、高品質な図書館サービスを持続的に提供することを目的とする。

詳細は、別に定める「茨城県立図書館電子書籍サービス仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

仕様書の内容にかかわらず業務の目的を達成するために必要な実施内容、実施手法や実施体制について提案すること。

3 契約期間

(1) 構築期間

契約締結日から令和9年（2027年）1月31日までとする。

(2) 運用保守期間

令和9年（2027年）2月1日から令和11年（2029年）3月31日までとする。

4 資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加者資格を有する者であって、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準（県内市町村における指名停止基準等を含む。）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者でないこと。
- (6) 都道府県立図書館での本サービスと同種又は類似のサービス構築及び運用を受託した経験を有する者であること。

5 評価基準

茨城県立図書館電子書籍サービスに係るプロポーザルの公募に関する説明書（以下「説明書」という。）を参照すること。

6 担当等

住所 〒310-0011 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

担当 茨城県立図書館 情報資料課

電話 029-221-5569 FAX 029-228-3583

電子メール info@lib.pref.ibaraki.jp

7 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和 8 年（2026 年）9 月 15 日（火）から令和 8 年（2026 年）10 月 2 日（金）まで

(2) 交付場所

上記 6 担当等 に同じ

(3) 交付方法

(2)において直接交付または茨城県入札情報サービスから入手すること。

なお直接交付を希望する場合は、上記 6 担当宛て事前に連絡すること。

8 プロポーザルの提出方法、提出先及び提出期間

(1) 提出方法

本業務に係るプロポーザルを提出しようとする者は、説明書に基づき「プロポーザル提出書（様式第 1 号）」、「プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（様式第 2 号、添付書類を含む）」、「企画提案書（様式任意）」、「要件確認書（様式第 3 号）」、「工程計画書（様式第 4 号）」、「企業概要書（様式第 5 号）」、「実施体制図（様式第 6 号）」を提出先に電子メール等で提出すること。

(2) 提出先

上記 6 担当等 に同じ

(3) 提出期間

令和 8 年（2026 年） 9 月 15 日（火） から令和 8 年（2026 年） 10 月 2 日（金） 午後 5 時必着とする。

9 質疑受付・回答

(1) 質疑の提出方法

質疑のある者は、「質疑書（様式第 7 号）」を作成し、提出先へ電子メールにより提出すること。

(2) 提出先

上記 6 担当等 に同じ

(3) 質疑受付期間

令和 8 年（2026 年） 9 月 15 日（火） から令和 8 年（2026 年） 9 月 24 日（木） 正午まで

(4) 回答方法

令和 8 年（2026 年） 9 月 29 日（火） までに電子メールにより回答する。

10 その他

(1) プロポーザルは、本公告、説明書及び仕様書の内容を了解の上、作成・提出すること。

(2) 書類等の作成に用いる言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記 6 の担当等と同じ。